

平成 21 年 3 月
警察 庁 交 通 局

「重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成21年2月13日から平成21年3月14日までの間、重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準案に対する意見の募集を行ったところ、3件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準

2 命令等の案を公示した日

平成21年2月13日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 参考

頂いた御意見の総数 3件

（内訳）

電子メール	3件
F A X	0件
郵 送	0件

「重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

「重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準案」に対して、

緊急自動車を常に速やかに運転することができる体制を確保していることを公安委員会に報告することや緊急自動車を運転することが適当な者であるかを都道府県警察が審査することが必要である。

緊急自動車を所有している事業所には、自動車の台数に関わりなく安全運転管理者等を選任する義務を業務主に課すべきである。

といった御意見がありました。

緊急自動車の指定に当たっては、重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているかについて、都道府県公安委員会が判断することとなります。

また、緊急自動車の使用者は、安全運転管理者が選任されていない場合は、使用する自動車の台数にかかわらず、当該緊急自動車の運転者に対し、当該自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うよう努めなければならないこととされています（道路交通法第74条第3項）。警察としては、この規定の趣旨にかんがみ、緊急自動車の使用者に対して、引き続き必要な指導を行うこととします。